改正後	改正前
（公園の施設） **第一条**　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（以下「令」という。）第一条の二第四号に規定する国土交通大臣の指定する施設は、植栽及び生け垣とする。	（公園の施設） **第一条**　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（以下「令」という。）第一条第四号に規定する国土交通大臣の指定する施設は、植栽及び生け垣とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第七条第一項及び第三項並びに第二十二条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省所管補助金等交付規則（平成十二年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（補助金等の交付の条件） **第五条**　国土交通大臣は、補助金等の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一　補助事業等に要する経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、速やかに国土交通大臣に報告してその承認を受けるべきこと。 二　補助事業等の内容の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、速やかに国土交通大臣に報告してその承認を受けるべきこと。 三　補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに国土交通大臣に報告してその承認を受けるべきこと。 四　（略） 2　（略） 別表第一（第六条関係）	（補助金等の交付の条件） **第五条**　国土交通大臣は、補助金等の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一　補助事業等に要する経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、国土交通大臣の承認を受けるべきこと。 二　補助事業等の内容の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、国土交通大臣の承認を受けるべきこと。 三　補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、国土交通大臣の承認を受けるべきこと。 四　（略） 2　（略） 別表第一（第六条関係）

補助金等	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
（略）		
地方創生道整備推進交付金		
地方創生汚水処理施設整備推進交付金		
地域産業基盤整備推進交付金	（略）	地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画（地域産業基盤整備推進交付金の交付を受けて地域産業基盤の整備その他の取組を行うため定められた計画をい

補助金等	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
（略）		
地方創生道整備推進交付金		
地方創生汚水処理施設整備推進交付金	（略）	